炭労

所行発
合組働労炭鑛三池
町火知不市田牛大

編集兼発行人　吉富正信
印刷人
印刷所　三鉱労組工場印刷

三鑛勞組機關紙

炭労、新賃金要求書を提出

廿一日から交渉開始を目途

基準賃金　坑内　八四一円　坑外　四三八円（本人給）

十月以降新賃金要求書は昨日三鉱連の幹協闘争真中に於ても、八社ブロック、賃金専門委員会の努力により慎重検討の結果こゝに要求書の作製を見るに至つた。目まぐるしい社会変動の中にあつて、労働者はたゞ生活の恐怖に追られて、闘争に明け、闘争に暮れ行く……賃金闘争も幹協闘争に引続き、より熾烈さを加えるであろうが、生きんが為には断乎資本壓迫と闘はねばならない。炭労としては各社の実情を調査し、交渉方式としてもあく迄集團交渉を拒否する態度に固執して来たが、最終的には交渉方式はB案（集團交渉）後の原則に則り炭労対中央各社別交渉を行う事になり、要求書は左記の通出来る限り決定した。交渉開始は九月二十一日を目途として十五日要求書を提出した。

一、坑外夫賃金

1、基礎としては昭和廿五年五月の八社平均実態生計費を一消費單位当りで出した

2、それに廿六年十月の推定飲食物費を一消費單位当りで修正し更に生産費上り分を加算した

3、嗜好品を除く飲食費にエンゲル系数の四五%を乗じて総額を算出した

4、それに負担費を加味して基準賃金四十四円を算出、そして八社平均の平均扶養家族数（二、二四五人）に一人当り四〇〇円を乗じた額を差引いた。従つて基準賃金本人給四三八円、家族手当額一人当り四〇〇円とした

二、坑内夫賃金

坑外夫の手取賃金に対し一五四%なかけそれにより基準賃金八九二円を算出し、それから八社プール平均扶養家族数（二、七九九人）当り月額四〇〇円とした

十一、三月賃金要求書

昭和二十六年十月一日より昭和二十七年三月三十一日迄に至る鉱員賃金並に職員給与に関して左記の通り要求致します。

記

一、鉱員賃金

（一）賃金体形

1、基準賃金＝本人給、家族給

2、基準外賃金

3、超過勞働賃金、特殊勞働賃金、不慮事手当

（二）賃金額

1、基準賃金

イ、本人給＝坑内夫一一万当り平均八四一円（税込）

坑外夫一一万当り平均四三八円（税込）

ロ、家族給＝扶養家族一人につき月額四〇〇円（税込）

2、基準外賃金

各社に於て協議決定する（但し鉱員基礎を除く）

（三）勞働時間

基準賃金中本人給に対應する勞働時間については休憩時間を含めて拘束八時間とする。但し監視断続業務従事者を含む

（四）基準外賃金の割増基礎

基準外賃金の割増算定の基礎は基準賃金の七分ノ一とする

（五）十月以降物価変動

昭和二十六年十月以降の物価上昇分については別途要求する

（六）その他

本要求書に記載以外の事項に関しては別途協議決定する

二、職員給与

米價ハネ上り交渉難航

三鉱連では米価値上りの問題で会社に対し鉱員交渉を進めているが一一九月賃金協定第四の二需給情勢に異常な変動を来した場合と見做すか否か両者対立のまゝ結論が出ないので組合側は資料の提出を要求、之に基づいて十月会社は諸物価の上昇率については数字的にデーターの集約困難であるので米価のみの数字を説明、結論として以上の内容からしても米価については多少の影響はあるとしても物價上昇の激変とは考えられぬ。

右の如き説明がなされた。従つて組合より物価の綜合的データーと需給の実態について質問を求めるに、会社は

1、綜合的データーの提示は一月分は別としても現時点では集約は困難である。

2、需給については実態を表現としているので現状は含まれていると思う。

かゝる会社説明に対し、組合は会社説明を検討することにして一應本日の交渉を打切つた。

会社の意向は

「昭和廿六年一月十九日賃金協定書の第四項の物価の変動あり次の通り要求致します。

1、職員給与については鉱員賃金の交渉と併行して交渉を開始した。尚要求額については別途提示する

米価ハネ上り交渉難航

りたる場合云々」に就ては今の処考えられない。米価のみについては四三七円三三銭の数字を上げているが交給するとの前提ではないことらのである。

書記局便り

十三日　規約改正、執行部案成る
十五日　労働協約総体交渉、賃金要求書提出（東京）
十六日、十七日　各支部賃金
十八日　労働協約、会社回答日
二十日　三鉱連中央委員帰山

厚生部　質疑應答　第19回

◇目黒病院外科処置
イ、耳処置（片側）　二点
註　片耳帶をなしたるときは一点を加算する。
ロ、鼻腔「マッサージ」　二点
註　ペニシリンを使用したるときは一点を加える。
ハ、外耳異物除去（摘出）　二点
ニ、鼻処置　二点
ホ、鼻洗浄　二点
ヘ、副鼻腔洗浄　三点
ト、鼻内異物除去（摘出）　二点
チ、口腔処置　二点
リ、咽頭処置　二点
ヌ、喉頭処置　二点
ル、咽頭異物摘出　五点
ヲ、喉頭異物摘出　一〇点
◇一般処置
イ、胃洗浄　八点
ロ、浣腸　二点
ハ、高圧浣腸　一〇点
ニ、洗腸　三点
ホ、注腸　三点
ヘ、腹膜透視　五点
ト、盲腸洗浄　五点
チ、吸入　二点
リ、応急的人工呼吸　二点
ヌ、酸素吸入（五〇〇ccに付）　一〇点
ル、十二指腸ゾンデ　一五点
◇手術
イ、盲腸中縫手術　一五点
ロ、姙娠四ケ月迄　一〇点
ハ、姙娠六ケ月迄　一〇〇点
ニ、姙娠七ケ月以後　七五点
◇雜部
イ、輸血術（血液型検査、簡易交叉試験を含む）　四五点
ロ、姙娠中絶手術　二〇〇cc迄　一〇〇cc又はその端数を増す毎に一〇点を加算する
註　一〇〇cc以下の処置又は手術を行う場合に限り請求する。
ハ、人工流産中絶手術　三〇点
但し一〇〇cc以下の処置又は手術を行う場合に限り請求する。
ニ、入院料
食事の給与ある場合一日に付　二〇点
食事の給与なき場合一日に付　一〇点
但し完全看護をなしたる場合は一〇点
註　完全看護をなしたる場合とは次の通
1、開放性肺吸器結核患者を收容し隔離等特別の処置を為したる場合は一日に付二点を加える
2、生命入院せる為之と共に新生児在院せし際、沐浴その他の介補を為したる場合は新生児介補料として一日に付二点を加える但し生後十日以内に限る
3、生命入院せる為之と共に産婦止むを得ず在院せし際その介補を為したる場合の乳児介補料として一日に付三点を加える。但し生後一ケ年以内に限る
4、産褥上氷を使用したるときは一回目に付一点を加える
5、法定傳染病患者を收容したる場合は一日に付二点を加える

厚生部

1、産婦人科入院料は一日に付三点を加算する
2、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
3、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
4、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
5、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
6、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
7、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
8、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
9、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
10、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
11、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
12、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
13、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
14、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
15、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
16、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
17、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
18、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
19、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
20、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
21、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
22、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
23、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
24、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
25、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
26、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
27、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
28、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
29、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
30、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
31、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
32、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
33、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
34、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
35、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
36、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
37、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
38、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
39、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
40、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
41、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
42、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
43、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
44、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
45、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
46、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
47、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
48、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
49、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
50、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
51、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
52、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
53、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
54、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
55、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
56、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
57、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
58、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
59、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
60、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
61、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
62、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
63、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
64、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
65、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
66、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
67、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
68、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
69、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
70、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
71、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
72、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
73、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
74、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
75、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
76、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
77、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
78、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
79、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
80、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
81、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
82、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
83、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
84、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
85、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
86、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
87、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
88、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
89、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
90、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
91、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
92、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
93、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
94、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
95、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
96、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
97、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
98、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
99、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する
100、産婦人科入院料は一日に付二点を加算する

進前

十月以降の新賃金闘争について

（一）

十月以降新賃金闘争については既に炭労の五月大会で方針が確立され、その后これに伴ひ正式な中闘委員会を構成し、既に本月二十日迄には正式要求書提出の運びとなつた。又吾々は全組合員の総意に基き一切の指令権を中闘に一任して中闘よりの如何なる指令にも即応出来る態勢を堅へている。

（二）

終戦以来経験した賃金闘争を反省して見る何れの場合も満足する成果を上げ得なかつた事に就ては今更論をまたない。ポツダム宣言に基く占領下に於ける我内の組合運動であつた事と敗戦によつて与えられた組合運動が過渡期にあつて組合内部の主体的条件が完全でなかつた事等もその大きな関係があると考えられる。又これに組合内部の思想的対立や反動勢力が之をたくみに利用した事等々を十分反省しなければならない。

（三）

時あたかも臨時国会では講和条約が開催され、去る八日対日講和條約に吉田全権は調印した。然も既に闘争に入つている。

総評の指示する線はあく迄産業闘争が主眼であるが、労働法規破壊反対闘争、平和闘争、全官公の闘争等々必然的に政治的闘争の要素も好むと好まざるとにかゝわらず発展せざるを得ない情勢下にある。総評には産別を繰りその中核体として過去に於ても奥歯に物つて来た炭労が今回の闘争に於ても果す可き任務は重大である。

（五）

さて吾々の要求する賃金は、昨年五月の炭鉱生活の実際に即した飲食費をエンゲル計数で修正したものを本年の十月以降に維持しようという点に良心的な要求御である。

過去より現在に至る間、何時も基礎賃金として、常に他産業に比し最低の賃金で極端な忍耐を強いて来た訳である。然るに吾々が血の犠牲に依つて獲得した石炭を原料として使用して居る産業の方が遙かに高賃金を取つている矛盾撞着より自由資本へ移行した今日かゝる現状は許さる可きものでない。今回の闘争は小なる点を全国民に訴えて、公正なる国民の世論と共にかゝる不合理なる炭鉱労働者の実態を突き徹底的に闘わなければならない

（六）

炭労の中央機関として闘つて来た吾三鉱連の動向は吾三鉱労組の一挙一動が重大なる影響がある事を確認して、全所合員は別紙指令三鉱労組の本年度行動要綱の精神に基き、家族に至るまで一糸乱れぬ固い団結のもとに行動をしなければならない。

婦人会対策については、十分組合の方針を理解され、炭労の吾々産業金闘争には完全に手を握つて闘える態勢を確立して置かなければならない。

吾々の要求は最少限度である。労働者の生活の安定無くして日本の復興はあり得ない。日本の復興の為に絶望吾々は生活を守る為に最后迄闘うであろう

賃金闘争

目的は飽くまでも集團交渉の確立

炭労中闘指令第四號

中央八社が頑として集團交渉を拒否し続けている情勢の中に於つて炭労中央は体制並に九州地方闘争委員会代表の報告に基き具体的戦術を慎重に検討した結果次の結論に達した。

炭労中闘指令第四號を發す

中央闘争委員会は中闘指令第三号による無記名投票の状況、中央ブロックの内部態勢並びに九州地方闘争委員会代表の報告に基き具体的戦術を慎重に検討した結果次の結論に達した。

一、現状においては中央ブロックは炭労が各社に要求書を提出して闘争を進めるが、目標であくまでも集團交渉の確立におきこの過程（炭労対各社交渉）でその実現に努力する、不可能な場合といえども最終的には集團交渉と同一の効果をあげるように闘う

二、この目的を達成するためにも炭労中央ブロック闘争委員会は存続する

三、（一）の交渉申入を一社でも拒否した場合は実力をもつて断乎闘う

四、中央ブロック闘争委員会に炭労中闘より派遣する闘争委員は現在までの六名に限定せず中央ブロック闘争委員にて交渉戦術を決定する

五、当面の対策として組織の確固たる基礎を確立する為に組合員に対して今期未迄を目途に実現図る

六、本問題に関する闘争を行う組合員に対して会社側の圧迫があつた場合は不当勞働行為として地方勞働委員会に提訴する

七、炭労中闘は各地方闘争委員会の決定した戦術ならびにその途行に関して指導調整する

八、各ブロックはおそくも九月二十日までに要求書を提出する

九、中闘指令第三号によつて地方闘争委員会代表の報告に基き具体的戦術を慎重に検討した結果次の結論に達した。

一、現状においては中央ブロックは炭労が各社に要求書を提出して闘争を進めるが、目標であくまでも集團交渉の確立におきこの過程（炭労対各社交渉）でその実現に努力する、不可能な場合といえども最終的には集團交渉と同一の効果をあげるように闘う

二、この目的を達成するためにも炭労中央ブロック闘争委員会は存続する

三、（一）の交渉申入を一社でも拒否した場合は実力をもつて断乎闘う

四、中央ブロック闘争委員会に炭労中闘より派遣する闘争委員は現在までの六名に限定せず中央ブロック闘争委員にて交渉戦術を決定する

五、当面の対策として組織の確固たる基礎を確立する為に組合員に対して今期未迄を目途に実現図る

六、本問題に関する闘争を行う組合員に対して会社側の圧迫があつた場合は不当勞働行為として地方勞働委員会に提訴する

七、炭労中闘は各地方闘争委員会の決定した戦術ならびにその途行に関して指導調整する

八、各ブロックはおそくも九月二十日までに要求書を提出する

九、中闘指令第三号によつて地方闘争委員会代表の報告に基き具体的戦術を慎重に検討した結果次の結論に達した。

一、各ブロックは九月二十日までに要求書を提出せよ

二、中闘指令第三号によるスト発動権の無効きまだ完了していない支部は九月二十日までに完了するように指導せよ

この指令遵度については締切を発動する

三、各地方においては準備完了次第交渉を開始せよ

四、協定期間が十二月までであり免責條項なき賃金協約ある支部の新賃金要求は明年一月以降三月までとし十一十二月については新たに決定されたベースをなるべく支給するよう要求せよ、なお中闘委員会の締過報告のため、必要最少限度の地方選出闘争委員を派遣する

婦人對策今後の方針

廿六年度行動要綱に基き婦人組織活動の指針を示し、統一した運動を押し進めて来たのであるが、過去の情勢は婦人に組合のもつ主旨の不徹底に起因する若干の動揺と会社の露骨な攻撃もあり、又は既成婦人会幹部の感情的な反対の影響等もあるので效き目がなかつたのであるが、本日迄六年動めて来たのであるが、婦人会対策をつゝらひや、同僚相互ひの反撥やにらみ合いがなく思ひ切り働き、今後の困難なる組織活動を更に活発化せんが為、婦人対策今後の方針を打樹てた。

一、自主性を尊重する

二、労働者の家族としての自覚を促す教育を徹底的に行い組合との一心同体的協力関係を確立させる

三、前記の精神を正式に規約に盛り込ませる努力する

四、以上の点を各支部の実情に即して今期未迄を目途に実現図る

五、当面の対策として組織の確固たる基礎を確立する為に組合員に対して今期未迄を目途に実現図る

六、本問題に関する闘争を行う組合員に対して会社側の圧迫があつた場合は不当勞働行為として地方勞働委員会に提訴する

講和條約の調印と批准

講和條約は九月八日サンフランシスコで調印された、ところで我々国民の批准権は国会がもつているのだから吾々はこの講和條約が国会で認められないようにすれば戦争に巻込まれまいとする仕組みになつている。この講和條約は第二次世界大戦の結果として国民の意思を無視して強制的に結ばれたものであつて、国民の意思を反映しない。この講和條約は第二次世界大戦の結果として国民の意思を無視して強制的に結ばれたものであつて、国民の意思を反映しない。

（批准＝ヒジュン）その語源は、ラテン語の「ratificare」（確証する）から来ている。

用語解説

（組合の場合でも一般には交渉委員が仮調印した協定書でも最高決議機関たる組合大会で正式に可決されなければ効力を発生しない、批准というのもこれと似ている）

組合千一夜（第卅二話）

組合と秋と子供

きたはら・かずお　作
井崎兵太郎　画

人間の五官が感じて大さつぱに言葉の表現は、殊に今年の秋は現実の生活の上に何も秋を感じさせる事はない、殊に今年は戦争と名づけたのが流行して今では戦争と知らぬものもない異名となつている。

その四部さんがイタリーで開かれた國際自由勞連とアメリカで開かれた何とかむつかしい名前の世界会議に日本代表として出席後欧米を視察して帰つて来たのであるから三ケ月という長国での生活はライオン組合長に取つても相当つらいものであつたらしく、すつかりやつれて、御自慢の腹部が八の字に垂れ下つているのも頂けないのである。

すつかり疲れ切つた駅から組合事務所までつきまとつて来た新聞記者連中にせがまれ、外国事情を説明する為、記録写真や談話を作つてもらいたい、これを少し定したものを理事会に出るとかばんから取り出すと、三行ばかりの小さな一枚のレコードが飛び出して仕舞つた。このレコードは今アメリカで流行している三〇セント（約九十円）出せば日本の公衆電話の機に差る所に設備された簡便な録音機に依つて吹込まれるものであり一分間の会話を自動的に吹込み、再生する仕組みになつている「声の郵便」である。

「春男さん元気だろうね、お父さんは今ニューヨークに居る日本を離れて丁度一ケ月になるが元気だ、明日は飛行機でイギリスに行くまだ先は二ケ月位は帰らない、時間がないので、これでさようならする。」

「会社」

「日本」

「組合」

昭和イソップ　ずるい狼はまただまそうとしています

婦人部

妨害断じて排除せよ

組合員に對する個人干渉は組合の基本方針抜撤

宮川副組合長

社宅職域婦人会の民主化は、必然的にそれと組合運動が表裏のものであるだけに三鉱労組としては今年度行動要綱決定に当り特に此の問題が重点を指向し、各支部一斉に婦人部運動を展開している会社側婦人会に対する妨害、切崩し、活潑化しる会社は対する会社の動向に対する会社の動向

成行を重視される

四山社宅婦人會の動向

第一回

社宅職婦人会を現状通り支持致します。

第二回

組合から廻した婦人会の改革に同意して署名捺印しましたが、その後婦人会幹部の要求をしと考えますのでこゝに取消します。

第三回

私達は現在の婦人会に顧問として組合側、会社側より各一名を置き自主性を失わない中で婦人会を支持します。

以上のような文書を矢つぎ早に廻覧に附して強引に署名をあつめたという事実が長く婦人部的なこの間の事情を物語つている。

今回の調和調印に続て、提出されたさわぎ立てる勞働者はあるまい、國会対策、軍事基地化を反対し、本和への道をのそんでいる。

◇　◇　◇

空襲警報、勞協闘争に慣れて、賃金の一大闘争が始まる時、生きる為の切実な闘ひである。

◇　◇　◇

勞働者の敵として、勞働者の婦人会を作り上げようとしているのに会社側のチョウカイは…その底に流れるもの、冷たさ。

◇　◇　◇

万田社宅婦人会による表はれた嘱制をかさのハツタリが、四山社宅に表はれている、会社のいう事を鵜呑みは会社には莫大な決意があるとか、なんとか…

◇　◇　◇

婦人会結成は、婦人の自主性をあくまで尊重するものであり、組合と連携してはのそむが、組合の下部組織ではないのである。

宮川副組合長談

婦人会の問題についてあちこち問題が起きているようですが、これに対し三鉱労組としては次の如き方針を以て臨む事となつている。

即ち先ず第一に婦人会組合のすべての問題が決定され、運営されて来た人の選出も指導方法に基づいて来たのであるから、決定するというのではなく、会社に対し下り的で規約と共に運営されるべき筈だと云わざるを得ない。

それからもう一つ御互い勞働者の家族であるという事をハツキリ銘記してもらいさえすれば、顧問も要らなければ、亦組合の下部組織と考える必要もない。要するに今の婦人会は頭を会社に引っ張られて曲つている。この綱を絶ち切らなければ真摯な正しい婦人会にはなれない。

以上組合の厳然たる考え方は組合員の決議により決定されたものであり、未来永劫変る事のない大方針です。若し会社がこの談合に応じない場合は下り的で規約と共に運営されて居民主的だと云わざるを得ない。

規約一部改正案成る

三川一万田、本所一建設併合に伴う規約一部改正の件は、先の中央委員会の承認を得て、その後執行部に於て改正原案委員会を設置し、種々検討を加え、個重な審議を行う事六回、十三日最終結論を得、同日の中央執行委員会に於ての結果報告委員会の結論を諒解した。よつて最終的には組合員全員の無記名投票を行う事となる、役員、助手の数は本部役員十八名、本部助手四名、支部三十一名、本部助手四名、支部三十五名となる。

尚詳細は決定後発表する。

ぽいんと

今回の調和調印に続て、提出されたさわぎ立てる勞働者はあるまい、國会対策、軍事基地化を反対し、本和への道をのそんでいる。

◇　◇　◇

空襲警報、勞協闘争に慣れて、賃金の一大闘争が始まる時、生きる為の切実な闘ひである。

◇　◇　◇

勞働者の敵として、勞働者の婦人会を作り上げようとしているのに会社側のチョウカイは…その底に流れるもの、冷たさ。

◇　◇　◇

万田社宅婦人会による表はれた嘱制をかさのハツタリが、四山社宅に表はれている、会社のいう事を鵜呑みは会社には莫大な決意があるとか、なんとか…

◇　◇　◇

婦人会結成は、婦人の自主性をあくまで尊重するものであり、組合と連携してはのそむが、組合の下部組織ではないのである。

社会主義

發賣中

九月號（定價五十圓）

平和問題に就て、大内兵衛　外五篇